「「自動車整備事業者に対する行政処分等の基準について」の細部取扱いについて」（平成18年３月２日付け、国自整第127号）の一部改正について（新旧対照表）

（新）	（旧）
国自整第127号 平成18年３月２日 改正 国自整第16号 平成20年４月24日 改正 国自整第138号 平成23年３月25日 改正 国自整第430号 平成28年３月28日 改正 国自整第１号 令和２年４月１日 改正 国自整第274号 令和６年３月28日 改正 国自整第264号 令和７年３月31日 改正 国自整第●号 令和●年●月●日	国自整第127号 平成18年３月２日 改正 国自整第16号 平成20年４月24日 改正 国自整第138号 平成23年３月25日 改正 国自整第430号 平成28年３月28日 改正 国自整第１号 令和２年４月１日 改正 国自整第274号 令和６年３月２８日 改正 国自整第264号 令和７年３月31日
各地方運輸局自動車技術安全部長　殿 沖縄総合事務局運輸部長　殿	各地方運輸局自動車技術安全部長　殿 沖縄総合事務局運輸部長　殿
物流・自動車局自動車整備課長	物流・自動車局自動車整備課長
「自動車整備事業者に対する行政処分等の基準について」の細部取扱いについて	「自動車整備事業者に対する行政処分等の基準について」の細部取扱いについて
（略）	（略）
記	記
１～６　（略）	１～６　（略）
附則（令和●年●月●日付け　国自整第●号） １．この通達は、令和●年●月●日以降に行われた違反行為に適用する。 ２．この通達の施行前に行われた違反行為に対する行政処分等の基準の適用については、なお従前の例によるものとする。	**（新設）**

（新）

別表１　　自動車特定整備事業に係る違反点数

違反条項	違反事項	具体的違反事例	違反点数	備　　考
（略）				
法第 91 条の 3[則第 62 条の２の２-１項-9]	・　訪問特定整備等の適切な実施のために必要な要件違反	①認証を受けた作業場又は訪問特定整備の作業場として届け出た場所以外の場所で特定整備を実施	15 点	①次に掲げる作業を含む。 ・完成検査場でのエーミング作業以外の電子制御装置整備の実施 ・電子制御装置点検整備作業場（施行規則第３条第８号ハのみ行う作業場に限る。）での同号ハ以外の電子制御装置整備の実施 ・自動車の使用者等から依頼を受けた事業者から依頼を受けて訪問特定整備を実施（訪問特定整備の再委託（外注）を請け負って作業を実施）
		②一定の期間を超えて訪問特定整備等を実施	15 点	
		③作業場の要件を満たさない場所で訪問特定整備等を実施	15 点	
		④法第 94 条の 5-1 項の点検又は整備として訪問特定整備を実施	15 点／台	④・５台以上は取消 ・保安基準適合証を交付し車検手続きを行った指定整備工場の特定整備事業に適用する。
		⑤限定訪問特定整備の範囲に含まれていない特定整備を限定訪問特定整備として実施	15 点／台	⑤・５台以上は取消 ・法第 94 条の 5-1 項の点検又は整備として実施したものを含む ・自動車の使用者等から依頼を受けた事業者から依頼を受けて限定訪問特定整備を実施（限定

（旧）

別表１　　自動車特定整備事業に係る違反点数

違反条項	違反事項	具体的違反事例	違反点数	備　　考
（略）				
法第 91 条の 3[則第 62 条の２の２-１項-9]	・　訪問特定整備等の適切な実施のために必要な要件違反	①認証を受けた作業場又は訪問特定整備の作業場として届け出た場所以外の場所で特定整備を実施	15 点	①次に掲げる作業を含む。 ・完成検査場でのエーミング作業以外の電子制御装置整備の実施 ・電子制御装置点検整備作業場（施行規則第３条第８号ハのみ行う作業場に限る。）での同号ハ以外の電子制御装置整備の実施 ・自動車の使用者等から依頼を受けた事業者から依頼を受けて訪問特定整備を実施（訪問特定整備の再委託（外注）を請け負って作業を実施）
		②一定の期間を超えて訪問特定整備等を実施	15 点	
		③作業場の要件を満たさない場所で訪問特定整備等を実施	15 点	
		④法第 94 条の 5-1 項の整備として訪問特定整備を実施	15 点／台	④・５台以上は取消 ・保安基準適合証を交付し車検手続きを行った指定整備工場の特定整備事業に適用する。
		⑤限定訪問特定整備の範囲に含まれていない特定整備を限定訪問特定整備として実施	15 点／台	⑤・５台以上は取消 ・法第 48 条-1 項の点検又は法第 94 条の 5-1 項の整備として実施したものを含む ・自動車の使用者等から依頼を受けた事業者から依頼を受けて限定訪問特定整備を実施（限定

					訪問特定整備の再委託（外注）を請け負って作業を実施）を含む								訪問特定整備の再委託（外注）を請け負って作業を実施）を含む	
			⑥訪問特定整備等を行うために必要な届出、変更届出未提出	6点					⑥訪問特定整備等を行うために必要な届出、変更届出未提出	6点		
			⑦訪問特定整備等を行うために必要な届出、変更届出における虚偽の内容の提出	15点					⑦訪問特定整備等を行うために必要な届出、変更届出における虚偽の内容の提出	15点		
			⑧作業者の要件を満たさない者が訪問特定整備等を実施	15点					⑧作業者の要件を満たさない者が訪問特定整備等を実施	15点		
			⑨訪問特定整備等管理者による訪問特定整備等に関する事項の統括管理不備	15点	⑨次に掲げるものを含む。 ・訪問特定整備等管理者がいない ・訪問特定整備等管理者が他の事業場の訪問特定整備等管理者を兼務				⑨訪問特定整備等管理者による訪問特定整備等に関する事項の統括管理不備	15点	⑨次に掲げるものを含む。 ・訪問特定整備等管理者がいない ・訪問特定整備等管理者が他の事業場の訪問特定整備等管理者を兼務	
			⑩訪問特定整備等教育の全部又は一部未実施	6点	注１－３				⑩訪問特定整備等教育の全部又は一部未実施	6点	注１－３	
			⑪訪問特定整備等教育記録を２年間保存していない	6点	⑪訪問特定整備等教育記録を作成していない場合も含む 注１－３				⑪訪問特定整備等教育記録を２年間保存していない	6点	⑪訪問特定整備等教育記録を作成していない場合も含む 注１－３	
			⑫限定訪問特定整備であって、訪問特定整備士等を二人以上従事させるべきところ、従事させていない	15点					（新設）	（新設）		
			⑬限定訪問特定整備であって、安全性の確保等を図るための措置を	15点					（新設）	（新設）		

			講じていない													
			⑭訪問特定整備等を行うために必要な届出に係る事業場において特定整備を適切に実施できる体制を確保していない	15点							⑫訪問特定整備等を行うために必要な届出に係る事業場において特定整備を適切に実施できる体制を確保していない	15点				
			⑮訪問特定整備等を行う場所において証票を掲示していない	6点	⑮自ら管理するウェブサイトに証票を掲載していないことを含む						⑬訪問特定整備等を行う場所において証票を掲示していない	6点	⑬自ら管理するウェブサイトに証票を掲載していないことを含む			
			⑯訪問特定整備等の料金表を掲載せず又は内容が不適切	10点							⑭訪問特定整備等の料金表を掲載せず又は内容が不適切	10点				
			⑰訪問特定整備等の料金表を見易い場所に掲載していない	2点							⑮訪問特定整備等の料金表を見易い場所に掲載していない	2点				
			⑱訪問特定整備士等の身分証の不携帯又は未提示	6点							⑯訪問特定整備士等の身分証の不携帯又は未提示	6点				
			⑲作業前の依頼者への説明等の未実施又は虚偽の説明等	12点							⑰作業前の依頼者への説明等の未実施又は虚偽の説明等	12点				
			⑳作業後の依頼者への説明等の未実施又は虚偽の説明等	12点							⑱作業後の依頼者への説明等の未実施又は虚偽の説明等	12点				
			㉑実施した訪問特定整備等に係る電磁的記録に虚偽記録した	15点							⑲実施した訪問特定整備等に係る電磁的記録に虚偽記録した	15点				
			㉒実施した訪問特定整備等に係る電磁的記録	15点	注１－４						⑳実施した訪問特定整備等に係る電磁的記録	15点	注１－４			

			を作成しなかった						を作成しなかった				
			㉓実施した訪問特定整備等に係る電磁的記録の一部記録漏れ、記録誤り	２点					㉑実施した訪問特定整備等に係る電磁的記録の一部記録漏れ、記録誤り	２点			
			㉔実施した訪問特定整備等に係る電磁的記録を２年間保存していない	12 点	注１－４				㉒実施した訪問特定整備等に係る電磁的記録を２年間保存していない	12 点	注１－４		
			㉕訪問特定整備等の適切な実施のために必要な要件を満たさない又は満たさないおそれがある場合に報告せず、又は虚偽の報告を行った	15 点	㉕訪問特定整備士等その他の第三者に重大な危害が発生した場合に報告せず、又は虚偽の報告を行ったことを含む。				㉓訪問特定整備等の適切な実施のために必要な要件を満たさない又は満たさないおそれがある場合に報告せず、又は虚偽の報告を行った	15 点	㉓訪問特定整備士等その他の第三者に重大な危害が発生した場合に報告せず、又は虚偽の報告を行ったことを含む。		
			㉖訪問特定整備等の体制について、定期的に、第三者評価を受けていない	15 点					㉔訪問特定整備等の体制について、定期的に、第三者評価を受けていない	15 点			
	（略）							（略）					

注１－１：（略）
注１－２：（略）
注１－３：「訪問特定整備等教育の全部未実施」及び「訪問特定整備等教育記録を２年間保存していない」の項目については、両方の違反事項が該当しても、１項目のみの違反点数を適用する。
注１－４：「訪問特定整備等に係る電磁的記録を作成しなかった」及び「訪問特定整備等に係る電磁的記録を２年間保存していない」の項目については、同一自動車について両方の違反事項が該当した場合、「訪問特定整備等に係る電磁的記録を作成しなかった」のみの違反点数を適用する。

（略）

注１－１：（略）
注１－２：（略）
注１－３「訪問特定整備等教育の全部未実施」及び「訪問特定整備等教育記録を２年間保存していない」の項目については、両方の違反事項が該当しても、１項目のみの違反点数を適用する。
注１－４「訪問特定整備等に係る電磁的記録を作成しなかった」及び「訪問特定整備等に係る電磁的記録を２年間保存していない」の項目については、同一自動車について両方の違反事項が該当した場合、「訪問特定整備等に係る電磁的記録を作成しなかった」のみの違反点数を適用する。

（略）